

改 正 後	改 正 前
個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ 事業所得、不動産所得又は山林所得(以下「事業所得等」といいます。)を生ずべき事業を営む方が、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権(以下「貸金等」といいます。)について次の1に掲げる事由による損失の見込額として、各年(事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除きます。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、その年の12月31日においてその一部につきその損失が見込まれる貸金等(その貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、他の貸金等を含みます。)のその損失の見込額として次の2により計算した金額の合計額に達するまでの金額は、各年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。 (注)1 各年分において貸倒引当金に繰り入れた金額は、その翌年分において貸倒引当金繰戻額として収入金額に加算します。 2 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする場合には、その事由が生じていることを証明する書類及び担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類などの保存が必要です。 1 対象となる事由 (1) 貸金等の債務者について生じた次の事由によりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合におけるその貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下「取立て等」といいます。))の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)があるとき(「所得税法施行令第144条第1項第1号該当」)。 ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定 ② 民事再生法の規定による再生計画認可の決定 ③ 会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定 ④ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、(イ)債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの、(ロ)行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が(イ)に準ずるもの (注)上記③は、会社法施行日(平成18年5月1日)前においては、旧商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定をいいます。 (2) 貸金等(①に該当するものを除きます。)の債務者について、①債務超過の状態が相当期間継続しその営む事業に好転の見通しがなく、②災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことなどの事由が生じていることにより、その貸金等の一部の金額について取立て等の見込みがないと認められるとき(「所得税法施行令第144条第1項第2号該当」)。 (3) 貸金等(①及び②に該当するものを除きます。)の債務者について、次の事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第3号該当」)。 ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立て ④ 会社法の規定による特別清算開始の申立て ⑤ 手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、その地域において手形交換業務を行う銀行団を含みます。)による取引停止処分 (注)上記④は、会社法施行日(平成18年5月1日)前においては、旧商法の規定による会社の整理開始又は特別清算開始の申立てをいいます。 (4) 外国の政府、中央銀行又は地方公共団体(以下「外国の政府等」といいます。)に対する貸金等のうち、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第4号該当」)。 2 繰り入れることのできる金額 (1) 1の①に該当する場合……貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額 (2) 1の②に該当する場合……貸金等の額のうち、取立て等の見込みがないと認められる金額 (3) 1の③に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、その債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証、債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額 (4) 1の④に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、外国の政府等から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額 3 個別評価による貸倒引当金の繰入れをするための手続 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方は、「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」(裏面の明細書)で繰入額を計算し、青色申告決算書又は収支内訳書に繰入額を記載するとともに、明細書は申告書と一緒に提出してください。	個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方へ 事業所得、不動産所得又は山林所得(以下「事業所得等」といいます。)を生ずべき事業を営む方が、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権(以下「貸金等」といいます。)について次の1に掲げる事由による損失の見込額として、各年(事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除きます。)において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額のうち、その年の12月31日においてその一部につきその損失が見込まれる貸金等(その貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、他の貸金等を含みます。)のその損失の見込額として次の2により計算した金額の合計額に達するまでの金額は、各年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。 (注)1 各年分において貸倒引当金に繰り入れた金額は、その翌年分において貸倒引当金繰戻額として収入金額に加算します。 2 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする場合には、その事由が生じていることを証明する書類及び担保権の実行、保証債務の履行その他により取立て又は弁済の見込みがあると認められる部分の金額がある場合には、その金額を明らかにする書類などの保存が必要です。 1 対象となる事由 (1) 貸金等の債務者について生じた次の事由によりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合におけるその貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額(担保権の実行その他によりその取立て又は弁済(以下「取立て等」といいます。))の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)があるとき(「所得税法施行令第144条第1項第1号該当」)。 ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定 ② 民事再生法の規定による再生計画認可の決定 ③ 商法の規定による特別清算に係る協定の認可又は整理計画の決定 ④ 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、(イ)債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの、(ロ)行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が(イ)に準ずるもの (2) 貸金等(①に該当するものを除きます。)の債務者について、①債務超過の状態が相当期間継続しその営む業務に好転の見通しがなく、②災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたことなどの事由が生じていることにより、その貸金等の一部の金額について取立て等の見込みがないと認められるとき(「所得税法施行令第144条第1項第2号該当」)。 (3) 貸金等(①及び②に該当するものを除きます。)の債務者について、次の事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第3号該当」)。 ① 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て ② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て ③ 破産法の規定による破産手続開始の申立て ④ 商法の規定による会社の整理開始又は特別清算開始の申立て ⑤ 手形交換所(手形交換所のない地域にあっては、その地域において手形交換業務を行う銀行団を含みます。)による取引停止処分 (4) 外国の政府、中央銀行又は地方公共団体(以下「外国の政府等」といいます。)に対する貸金等のうち、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由が生じているとき(「所得税法施行令第144条第1項第4号該当」)。 2 繰り入れることのできる金額 (1) 1の①に該当する場合……貸金等の額のうち、その事由が生じた年の翌年から5年以内に弁済されることとなっている金額以外の金額 (2) 1の②に該当する場合……貸金等の額のうち、取立て等の見込みがないと認められる金額 (3) 1の③に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、その債務者から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び担保権の実行、金融機関又は保証機関による保証、債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額 (4) 1の④に該当する場合……貸金等の額(その貸金等の額のうち、外国の政府等から受け入れた金額があるため実質的に債権とみられない部分の金額及び保証債務の履行その他により取立て等の見込みがあると認められる部分の金額を除きます。)の100分の50に相当する金額 3 個別評価による貸倒引当金の繰入れをするための手続 個別評価による貸倒引当金の繰入れをする方は、「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」(裏面の明細書)で繰入額を計算し、青色申告決算書又は収支内訳書に繰入額を記載するとともに、明細書は申告書と一緒に提出してください。